

平成22年刑(う)第1860号

公務執行妨害・傷害被告事件

被告人 大高正二

公務所等照会請求書

2013年7月4日

東京高等裁判所第12刑事部 御中

弁護人 弁護士 長谷川 直彦

同 大 口 昭彦

同 萩 尾 健太

同 河 村 健夫

はじめに

この度、三田病院のカルテが公務所照会によって取り寄せられたが、そこには既往歴の記載がなかった。そこで、杉田氏の既往歴を明らかにするためにも、最高裁乃至霞ヶ関の診療所のカルテが開示されることは重要である。

他方で、篠浦医師は杉田氏を三田病院に紹介した、と証言したが、この度公務所照会によって明らかになった三田病院のカルテには、その旨の記載はなく、この点も、篠浦医師の証言の信用性を疑わせるものとなる。

この照会については、原審においても2012年3月5日付で請求したが、採用されておらず、そのことが原審の判断を誤らせるものの一つとなった。

そこで、以下に詳論する通り、照会をなされたい。

第1 照会の理由

1 東京地裁・高裁および最高裁の診療所における杉田氏のカルテの存在について原審における2012年2月27日の公判期日の証人尋問において、最高裁診療所の医師篠浦ひとみ氏は、本件の被害者と称する杉田氏について「数年前に一度診察したことはある」「2010年8月10日はカルテは作らなかった」「杉田氏のカルテは霞ヶ関の診療所にあるのではないか」と述べた。

篠浦医師は、杉田氏のカルテを作成しなかった理由について縷々述べた。カルテを作成すると診療費の2重負担になる、とか、当日午後は業務外で残務処理をしていた、などである。

(1) 診療費2重負担回避のためカルテを作成していない、との証言の矛盾

しかし、残務処理であろうが無かろうが、診察をした以上はカルテを作成しなければ医師法24条1項違反である。賢明な篠浦医師がそのような医師法違反を犯すはずもない。また、診療費の2重負担となっても、本人は三割負担であり、第3者加害であれば加害者に請求することになる筈である。

さらに、カルテを作成して紹介状（診療情報提供書）を杉田氏に渡さなかったために、杉田氏は3150円の初診料を三田病院に支払わざるを得なかった。篠浦医師は、問診・触診のみであったというのだから、診療費の三割負担は3150円よりも格段に安いはずである。さらに紹介状は三割負担で750円であり、両方併せて3150円を上回るとは到底考えられない。

篠浦医師は、上記の矛盾について質問されて、診療費についていくらかかるか知らない、と証言したが、長年医師を務めてきたベテランの篠浦医師がこれを知らないはずはない。上記の矛盾について言い逃れするための偽証としか考えられない。

よって、篠浦医師のカルテを作成していない、との証言も極めて疑わしい。

実際には、カルテが作成されており、そこには「赤くなっている箇所」などの記載がなかったものと考えられる。

(2) 数年前に一度診察したのにカルテに記入していないことの矛盾

前述のように篠浦医師は杉田氏について「数年前に一度診察したことはある」と証言した。そうであれば、杉田氏のカルテは既に作成されており、8月10日においても過去のカルテを検索してそこに追加的に記入することで済むはずである。

他方で、篠浦医師は、「杉田氏のカルテは霞ヶ関の地裁の診療所にあるのではないか」と述べた。これは、従来のカルテに追加的に加筆しなかったことの言い訳であろうが、最高裁の診療所と霞ヶ関（東京地裁・高裁合同庁舎）の診療所とはカルテを持ち合うような関係にあるのか、篠浦医師は霞ヶ関の診療所でも診察をしているのか、という疑問が生じる。

以上の点は不分明であるが、仮に霞ヶ関に杉田氏のカルテが保管されていたとしても、カルテが電子カルテであれば、霞ヶ関・最高裁共通のカルテとしてアクセスできるはずである。

それにも関わらず、篠浦医師が医師法に違反してまでカルテに記入をしなかったことは到底信用できない。

2 杉田氏の既往歴について

ただし、篠浦医師の証言に基づいても、最高裁か霞ヶ関かいずれかの診療所に杉田氏の既往歴の診断書が存在していることは明らかである。

杉田氏の既往歴が肩や頸部痛であれば、従来から杉田氏はそのような症状を訴えていたのであって、2010年8月10日の大高氏の行為と杉田氏の当日の愁訴との因果関係は認められないこととなる。また、杉田氏の既往歴が精神面のものであれば、8月10日当日の杉田氏の愁訴は精神的な思い込みによるものとの疑いも強くなる。

この度、三田病院のカルテが公務所照会によって取り寄せられたが、そこには既往歴の記載がなかった。そこで、杉田氏の既往歴を明らかにするためにも、最高裁及び霞ヶ関の診療所のカルテが開示されることは重要である。

第2 照会の内容

1 照会先

- (1) 最高裁判所内診療所
- (2) 東京地裁・高裁合同庁舎内診療所

2 照会事項

- ① 裁判所職員杉田憲治氏のカルテは存在するか
- ② カルテの形式は手書きか、電子カルテか
- ③ 最高裁の診療所と東京地裁・高裁合同庁舎内診療所との関係は、同一団体の内部部局なのか
- ④ 最高裁の診療所と東京地裁・高裁合同庁舎内診療所とで、一人の患者のカルテを一方で保管するようになっているのか
- ⑤ 最高裁の診療所と東京地裁・高裁合同庁舎内診療所とでは、同じ医師がある日は最高裁、ある日は東京地裁・高裁合同庁舎内診療所でというふうに巡回して診察を行う体制になっているのか
- ⑥ 杉田憲治氏のカルテを提出されたい。

以上